一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
京都府福知山市字牧小字岩田湯里一〇から三六まで、一四の一、三八から四一まで、四三から五〇まで、四三の乙、四四の乙、八〇一〇の一、八〇三七、八〇四二、八〇四五の一、八〇四七の一、八〇四九の一、八〇五一、八〇五二、八〇五二の一、小字大谷五三の二、五三の三、五四、五六の二、五七、六三の一、六九から七一まで、二八二の一、八〇五三の一、八〇五五、八〇五六の一、八〇六一から八〇六八まで、八〇七二、八二八一から八二八三まで、八二八三の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年四月二十五日
農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県南会津郡只見町大字布沢字鳥越山三五三〇の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年四月二十五日
農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県南会津郡只見町大字黒沢字上ノ山七八四の二七（次の図に示す部分に限る。）、七八四の一四から七八四の一六まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字上ノ山七八四の二七（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年四月二十五日
農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県南会津郡只見町大字布沢字名高一九七三の二四（次の図に示す部分に限る。）、字木実坂山一九八三の四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年四月二十五日
農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県南会津郡只見町大字楢戸字楢戸沢入一五九六の一・一五九六の四七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五九六の四五
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年四月二十五日
農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県南会津郡只見町大字楢戸字舘ノ山一五九五の一二（次の図に示す部分に限る。）、大字梁取字別当沢二一二六の一四、字寺沢二一四三の一、二一四三の二一から二一四三の二七まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字舘ノ山一五九五の一二・字別当沢二一二六の一四・字寺沢二一四三の一六・二一四三の二六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年四月二十五日
農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県南会津郡只見町大字黒谷字西山二九六三の一二七、二九六三の二六八から二九六三の二七一まで、二九六三の二八〇から二九六三の二八四まで、二九六三の二八六
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字西山二九六三の一二七（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）